

大仙市条例第38号

大仙市印鑑条例の一部を改正する条例

令和元年9月27日公布

大仙市印鑑条例（平成17年大仙市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第1号中「住所、氏名」の次に「及び当該旧氏」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「及び通称」を「及び当該通称」に改め、同条第2項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できるものを含む。)」を削る。

第12条第4号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第13条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があったものに係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）

第13条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第152号）の施行の日（令和元年11月5日）から施行する。